

介護老人保健施設訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕 重要事項説明書

令和6年6月

利用しようと考えている介護保健施設サービス業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。判らないこと、判りにくいことがあれば、ご遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は介護保健施設サービス契約締結に際して「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号）」第5条の規定に基づき、介護老人保健施設が予め説明しなければならない内容を記したものです。

【育和会介護老人保健施設ひまわりについて】

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 育和会介護老人保健施設ひまわり
- ・開設年月日 平成9年11月1日
- ・所在地 大阪市生野区巽西2丁目9番31号
- ・電話番号 06-6751-7290
- ・FAX番号 06-6751-8900
- ・管理者 山住 勲
- ・施設長 曾和 悦二
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（第2752280012号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕や通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕、訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所していただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めています。

—育和会介護老人保健施設ひまわりの運営方針—

高齢者や介護する家族を支援し、在宅生活を長く健やかに続けられるよう、生活リハビリのケアサービスを提供します。また、平等・公正・自由をもとに、ひとりひとりのお年寄りの「その人らしさ」を大切にすることを基本理念とします。

(3) 入所定員等

- ・入所定員 100名（療養室 個室 8室・2人部屋 2室・4人部屋 22室）
- ・通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の利用定員1日40名

(4) 施設の職員構成

①入所・短期入所療養介護

	施設の職員数	事業者の指定基準	業務内容
医師	1人	1人	利用者の健康管理及び医療の処置に適切な処置を講ずる
看護師	10人以上	10人	利用者の保健衛生並びに看護業務を行う
介護職員	25人以上	24人	利用者の日常生活の全般にわたる介護業務を行う
支援相談員	1人以上	1人	利用者に対する相談指導業務を行う
理学療法士 作業療法士	1人以上	1人	利用者に対する機能訓練を行う
管理栄養士	1人以上	1人	利用者などに対する栄養管理業務を行う
介護支援専門員	1人以上	1人	介護サービス計画を立て、ケアをマネジメントする
事務職員等	実情に応じた数	実情に応じた数	事務等の処理を行う

②通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕

	施設の職員数	事業者の指定基準	業務内容
医師	1人	1人	利用者の健康管理及び医療の処置に適切な処置を講ずる
看護職員	1人以上	4人	利用者の保健衛生並びに看護業務を行う
介護職員	1人以上		利用者の日常生活の全般にわたる介護業務を行う
理学療法士	1人以上		利用者に対する理学業務を行う
支援相談員	1人		利用者に対する相談指導業務を行う
管理栄養士	1人		利用者などに対する栄養管理業務を行う
事務職員等	実情に応じた数		事務等の処理を行う

③訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕

	施設の職員数	事業者の指定基準	業務内容
医師	1人	1人	利用者の健康管理及び医療の処置に適切な処置を講ずる
理学療法士	1人以上	1人	利用者に対する理学療法業務を行う

(5) 営業日及び営業時間

- ・営業日：月曜日から金曜日となり、国民の祝日・年末年始の期間（12月30日から1月3日）を休業日としております。
- ・営業時間：午前9時から午後5時までとなります。
- ・上記営業日、営業時間の他にも電話等により連絡が可能な体制とします。

(6) 通常の事業の実施区域

- ・通常の事業の実施区域は、大阪市生野区の区域となります。

2. サービス内容

(1) 訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画の立案

指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕は、計画的な医学的管理を行っている主治医の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

2 理学療法士等は訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

- (2) 医学的管理
- (3) 機能訓練（リハビリテーション）
- (4) 相談援助サービス
- (5) 手続代行
- (6) その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。詳細はお問い合わせください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関と連携し、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応しています。緊急時は、申込書にご記入いただいた方へご連絡します。変更があった場合は、速やかにお知らせください。

・協力医療機関

- | | |
|------|-------------------|
| ・名 称 | 育和会記念病院 |
| ・住 所 | 大阪市生野区巽北3丁目20番29号 |
| ・TEL | 06-6758-8000 |

4. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。又、身体拘束適正化委員会を設置し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施し、利用者の人権を守ることに努めています。

5. 禁止事項

当施設では、利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」を禁止いたします。

6. 緊急時等の対応方法

訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕サービスの提供を行っているときに、利用者には病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求めるものとする。

- (2) 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、利用者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) サービスの提供に伴って施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとする。
- (4) 利用者の責に帰すべき事由によって、施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、施設に対して、その損害を賠償するものとする。

7. 守秘義務及び個人情報の保護

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその身元引受人の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は違約金を求めるものとします。

8. 虐待防止等

当施設は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等に努めます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待が疑われる場合は、「虐待防止マニュアル」に従い対応します。
- (3) 通報に当たり、公益通報者保護法に基づき、通報者を保護しますが、虐待発生の事実を見極めるため、通報者より情報を詳しく聞き取ることがあります。
- (4) 虐待発生の事実があった場合は再発防止措置を関係者ととともに講じます。
- (5) 虐待発生における損害賠償など責任については契約書第14条（賠償責任）に従うこととします。

9. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (2) 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 当施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

10. 要望又は苦情等の申出

利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕に対しての要望、又は苦情等について、担当理学療法士に申し出ることができ、当事業所で処理し得ない内容についても、行政窓口等との協力により適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し対処いたします。

施設利用に関する相談、苦情について

<p>【施設の相談窓口】 育和会介護老人保健施設ひまわり 支援相談員</p>	<p>所在地 大阪市生野区巽西 2-9-31 電話番号 06-6751-7290 FAX 番号 06-6751-8900 受付時間 午前9時～午後5時</p>
---	---

【生野区の相談窓口】 生野区役所 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市生野区勝山南 3-1-19 電話番号 06-6715-9859 FAX 番号 06-6715-9967 受付時間 午前9時～午後5時30分 ※金曜日のみ午前9時～19時
【平野区の相談窓口】 平野区役所 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市平野区背戸口 3-8-19 電話番号 06-4302-9859 FAX 番号 06-4302-9943 受付時間 午前9時～午後5時30分 ※金曜日のみ午前9時～19時
【東成区の相談窓口】 東成区役所 保健福祉課 介護保険・高齢者福祉	所在地 大阪市東成区大今里 2-8-4 電話番号 06-6977-9859 FAX 番号 06-6972-2781 受付時間 午前9時～午後5時30分 ※金曜日のみ午前9時～19時
【大阪市の相談窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 指定・指導グループ	所在地 大阪市中央区船場中央区 3-1 船場センタービル 7号館 3階 電話番号 06-6241-6310 FAX 番号 06-6241-6608 受付時間 午前9時～午後5時30分
【東大阪市の相談窓口】 東大阪市役所 福祉部高齢介護室 給付管理課	所在地 東大阪市荒本北 1-1-1 電話番号 06-4309-3186 FAX 番号 06-4309-3814 受付時間 午前9時～午後5時30分
【大阪府国民健康保険団体連合会】 介護保険室 介護保険課	所在地 大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通FNビル内 電話番号 06-6949-5244 FAX 番号 06-6949-5417 受付時間 午前9時～午後5時

8. その他

当施設についてのご不明な点やご質問等は、何なりと職員にお尋ねください。

【訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕ご利用にあたり】

1. 訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕についての概要

訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕については、利用者が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅を訪問し、介護老人保健施設の理学療法士が、当施設医師の指示のもとに、必要なリハビリテーションを行うことにより心身の維持回復を図るため提供されます。

2. 「介護保険被保険者証」「介護負担割合証」の確認

ご利用にあたり、「介護保険被保険者証」「介護負担割合証」を確認させていただきます。

3. 利用料金

（1）訪問リハビリテーション基本料金（保険給付の自己負担額1日あたり）

① 訪問リハビリテーション費	335円
② リハビリテーションマネジメント加算 A（イ）	195円/月
リハビリテーションマネジメント加算 A（ロ）	231円/月
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	293円/月
③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（1週に2日を限度）	261円
④ 短期集中リハビリテーション実施加算（退院後または退所後3ヵ月まで）	217円
⑤ 口腔連携強化加算	54円/回
⑥ 退院時共同指導加算	652円/回
⑦ 移行支援加算	18円
⑧ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3円

（2）介護予防訪問リハビリテーション基本料金（保険給付の自己負担額1日あたり）

① 介護予防訪問リハビリテーション費	324円
② 短期集中リハビリテーション実施加算（退院後または退所後3ヵ月まで）	217円
③ 口腔連携強化加算	54円/回
④ 退院時共同指導加算	652円/回
⑤ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3円

（3）支払い方法

毎月末に利用料の計算をいたします。翌月の初旬に請求書をお渡しします。お支払いは請求書をお渡しした次の利用の際にお支払ください。また、当施設事務室へ直接お支払いいただくことも可能です。（9：00～17：00）。

なお、領収書の再発行はできかねますので取り扱いにはご注意ください。

4. 訪問リハビリテーションご利用にあたっての留意事項

(1) 訪問リハビリテーションの指示にあたって

訪問リハビリテーションのご利用にあたって、かかりつけ医の情報提供（所定様式あり）をもとに当施設医師の診療を受けていただきます。診察後、指示書を発行します。指示期間は3ヵ月となりますので、初回診察から3ヵ月毎に診療を行います。

(2) 祝祭日について

当施設の訪問リハビリテーションは土日と祝祭日は休みとなっています。

(3) 利用のお休み・変更・振り替えについて

体調不良や用事等で訪問リハビリを休まれる場合は、できるだけ早めにご連絡ください。

利用の変更や振り替えは事前にご相談ください。できる限りご希望に添えるようにしたいと思いますが、他のご利用者の方とも調整が必要ですので、返事に時間をいただきます。ご希望に添えないこともございますのでご了承ください。

利用者の増減等に伴い、こちらから変更をお願いすることもございます。また、天候不良で訪問リハビリテーションを中止する場合がございます。その際は当施設より電話連絡をさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

(4) 利用休止・再開について

入院となられた場合は、一旦、利用休止となります。血液検査やお薬の処方等の情報をいただき、判定会と原則、施設長の診察を経て再利用となります（詳細は相談室にお問い合わせください）。退院後、すぐに再利用をご希望の場合は特にご留意ください。

重要事項説明書の説明年月日

令和 年 月 日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」第8条の規定、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

住 所 大阪市生野区巽西2丁目9番31号
事業所 育和会介護老人保健施設ひまわり
施設長 曾和 悦二 印

説明者 印

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

(利用者)
住 所
連絡先
氏 名 印

(身元引受人)
住 所
連絡先
氏 名 印
本人との関係

(身元引受人)
住 所
連絡先
氏 名 印
本人との関係